

がんの治療のために必要となる

* 医療用補正具の購入費用を一部助成します

* 治療による外見の変化を補完する「医療用ウィッグ」や「乳房補正具」など

対象者

三条市内在住で、次の全てに当てはまる方

- 1 がんと診断され、かつ、その治療を受けた方又は現在治療中の方
- 2 がん治療による脱毛や乳房の切除に伴って、補正具が必要な方又は診断の結果、必要となることが見込まれる方
- 3 国や県、その他自治体から同内容の助成を受けていない方
- 4 納期限の到来した市税を完納している方



対象となる補正具

令和6年4月1日以降に購入した次の医療用補正具が対象です。

また、申請できるのは補正具ごとに1回のみとなります。

補正具名	内容	助成額
医療用ウィッグ	脱毛に対応するため一時的に装着するウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子など	25,000円を上限に費用の2分の1を助成
補正下着	外科的治療による乳房の形の変化に対応するためのもの(下着とともに使用するパッドを含む)	
人工乳頭及び人工乳房	乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたもの以外	50,000円を上限に費用の2分の1を助成

※ 補正具のメンテナンス用品や修理費、購入のために要した交通費や送料は対象外です。

申請に必要な書類

- 1 三条市がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書兼実績報告書
- 2 がんの治療をしたこと及びがんの治療により脱毛や乳房の切除をした又はその恐れがあることを証明する書類(治療計画書、領収書、処方箋など)
- 3 補正具の種類、購入者、購入日及び購入費が確認できる書類
- 4 申請者名義の通帳の写し(振込先金融機関名及び口座種類、口座番号が分かるもの)

よくある質問

よくある質問をまとめました。申請の際の参考にしてください。

Q. 三条市民ではありませんが、がん治療のために三条市内の病院に入院しています。助成の対象となりますか。

A. 申請時点で三条市に住民登録がない方は、助成対象外になります。お住まいの市町村で助成制度がある可能性がございますので、お問い合わせください。

Q. ウィッグ以外の用具も助成の対象となりますか。

A. 助成の対象となるのは、ウィッグ本体、装着用ネット、毛付き帽子などです。メンテナンス用品の購入費や補正具の修理費、購入のために要する交通費・送料等は助成の対象外です。

Q. 補正下着を2つ購入しました。2つとも対象となりますか。

A. 2つとも助成の対象となるため、まとめて申請してください。ただし、助成の額には上限がありますのでご了承ください。

Q. 補正具をレンタルやリースした場合、その費用は助成対象となりますか。

A. 対象外です。
購入した補正具のみ、助成の対象となります。

Q. 家族が代理で申請することはできますか。

A. 助成対象者が未成年の場合など、本人が申請できない場合、代理で申請が可能です。

申請方法と問い合わせ先

窓口への持参又は郵送で申請を受け付けます。

〒 955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 三条市役所健康づくり課健診係

☎ 0256-34-5443 受付 祝日・年末年始を除く平日の 8:30～17:15



申請書類等は三条市のホームページからダウンロードできます。

三条市 医療用補正具助成

